

## 舞鶴市高齢者等ごみ出し支援戸別収集事業の申請受付開始について

7月から開始する、高齢者等でごみ排出が困難な方向けの戸別収集事業について、6月1日より申請受付を開始しますので、お知らせいたします。

### 1. 事業概要

- 身体機能や認知機能の低下のため、家庭ごみを指定の集積場所まで排出することが困難な高齢者世帯等を対象に、一部利用者負担により、収集運搬業者により利用者宅への戸別収集を行う。

### 2. 対象者要件

- 舞鶴市内に居住し、世帯の全員が次の(1)～(3)すべての要件を満たすこと
  - (1) 自分で集積所へのごみ出しができない
  - (2) 親族等によるごみ出しができない
  - (3) 介護保険(介護予防・日常生活支援総合事業含む)、障害福祉サービスにおけるホームヘルプサービスを利用している

### 3. 事業内容

- 利用者の敷地内に排出された家庭ごみを収集運搬業者が戸別収集し、市処理施設まで搬入する。
- 可燃ごみは週1回、不燃ごみと紙ごみ(資源ごみ)は月1回とする定期収集
- 可燃ごみ、不燃ごみ(資源ごみ)どちらも1回110円(税込み)
- 収集1回あたりの収集上限量は可燃ごみが6袋、不燃ごみはペットボトル・プラスチック容器包装類・埋立ごみの合計で6袋、金属・缶・びん・有害ごみの合計で4袋、紙ごみ(資源ごみ)は合計で6束

### 4. 利用までのながれ

- 利用希望者は担当のケアマネジャー、相談支援事業者を通じて市役所生活環境課へ申請。申請内容について審査を行い、利用決定後、利用者 と 収集運搬業者が戸別収集契約を締結し、収集開始。

※参考 別紙利用者向けチラシをご覧ください。

**【お問い合わせ先】**  
生活環境課 (担当: 大谷)  
☎ 0773-66-1005、FAX 0773-62-9891  
E-Mail: [kankyou@city.maizuru.lg.jp](mailto:kankyou@city.maizuru.lg.jp)